

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十四条の二第五項の規定に基づき
厚生労働大臣が定める障害者雇用相談援助助成金の額等（案）について（概要）

厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課

1. 制定の趣旨

- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 49 条において、厚生労働大臣は、障害者の雇用の促進及び継続を図るため、事業主等に対する障害者雇用納付金助成金の支給等の業務を行うこととされている。
- 今般、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号）による改正後の法第 49 条第 1 項第 7 号の 2 において、障害者を雇用する事業主への支援として新たな助成金（障害者雇用相談援助助成金）が創設され、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号）において同助成金の支給要件等を定めることとしていることを踏まえ、当該助成金の額等を規定するため、告示を制定するもの。

2. 概要

- 対象障害者（法第 37 条第 2 項に規定する身体障害者、知的障害者及び精神障害者をいう。以下同じ。）の新たな雇入れやその雇用の継続が図られるよう、その雇用する障害者に必要な雇用管理に関する相談援助の事業（以下「相談援助事業」という。）を行った事業主に対して支給する障害者雇用相談援助助成金の支給額及び支給回数を定める。
- 具体的には、対象障害者の雇入れ及びその雇用の継続のための措置を実施した事業主に対して相談援助事業を行った場合に 60 万円（80 万円）を支給する。
- さらに、相談援助事業により、当該事業主が対象障害者を雇い入れ、その雇いを 6 か月以上継続した場合には、上記の助成額に、雇い入れた障害者一人当たり 7.5 万円（10 万円）を上乗せ支給する。（ただし、上限を 4 人までとする。）
※括弧内は事業主が中小企業事業主又は除外率設定業種の事業主の場合
- 1 事業主につき、1 回限りの支給とする。

3. 根拠条項

- 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 号）による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号）第 24 条の 2 第 5 項

4. 適用期日等

- 告示日：令和 5 年 4 月（予定）
- 適用期日：令和 6 年 4 月 1 日